

消費者庁表示対策課 家庭用品品質表示法政令案及び府令案意見募集御担当 御中
 件名「家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令案
 及び家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令案に係る意見」

平成28年2月22日

[氏名]	公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会 消費者提言特別委員会
[住所]	〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館2F
[電話番号]	03-6434-1125 (代表)
[職業]	
[電子メールアドレス]	nacs-teigen@nacs.or.jp
<p>平成26年6月24日に閣議決定されました「政令で指定する品質表示義務がある品目について、社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点から、品目の指定の在り方を検討し、結論を得る。」とされたことを踏まえ、品目指定の在り方について見直しに着手されましたことは、歓迎すべきことと思います。</p> <p>今回提案されている、家庭用品品質表示法施行令の一部を改正する政令案及び家庭用品品質表示法施行規則の一部を改正する内閣府令案は、政令において全品目を指定することを改め、指定品目の一部を府令で定めることに移行したことは、なるほど社会の変化に柔軟かつ迅速に対応する観点からと賛同します。ただ、内閣府令案に移行された品目の選別理由を、参考資料に記述していただきたかったと思います。今後は、新しい品目についてもさらに積極的に御検討下さい。また、これまでの対象品目を今後、減らすことがないように願います。</p> <p>各地の消費生活センターが催す消費者生活セミナーでの消費者からの質問や意見を通して、また日頃の消費生活相談を通して受けた要望や苦情を基に意見を述べさせていただきます。</p> <p>下記の①②のようなご意見がありました。</p> <p>①家庭の省エネを考慮して、家じゅうの照明をLEDに取り換えた。大型電気店で購入し自分で交換作業をしたが、取扱説明書を読んでも、リモコンの周波数の切り替えなどよく分からなかった。LED照明について分かりやすい表示をしてほしい。</p> <p>②台所用のラップは、メーカーによって特徴が全然違う。すぐ切れてしまうものや刃が付いていてもきれいに切れないものもあり、使用目的に合わせて購入できるように表示を統一してほしい。</p> <p>①②は一例に過ぎません。我々、消費者団体が、家庭用品品質表示法の改正のたびに要望しておりますのは、指定商品制を撤廃してほしいということです。消費者が、使用目的に適したものを選択し購入して、正しい方法で使用できるように、商品ごとに分かりやすい表示を促進することは、消費者の利益を保護することはもちろんのこと、優良な製品を育成することにも繋がると思います。</p> <p>家庭用品品質表示法が今後益々充実していくことを期待しています。</p>	